

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 主な改正内容

社会と公務の変化に応じた給与制度を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和34年7月文京区条例第29号）について必要な整備を行う。

- (1) 行政職給料表（一）の適用を受ける部長級職員について、標準の昇給号給数を0号給とする。
- (2) 管理職員特別勤務手当の週休日等以外の日における支給対象時間を拡大し、「午前0時から午前5時まで」から「午後10時から翌日の午前5時まで」とする。
- (3) 給料表の改定を行う。（別表第一及び別表第二）
- (4) 平成30年行政系人事制度改正に係る給料表の切替えに伴う差額支給を終了する。

2 新旧対照表

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

改 正 案	現 行
（初任給及び昇格昇給等の基準）	（初任給及び昇格昇給等の基準）
<p>第六条 （略）</p> <p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給（<u>行政職給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が六級であるものにあつては、零号給</u>）とすることを標準として人事委員会が定める基準に従い、決定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第二十条の二 第十条第一項の規定により指定する職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務</u></p>	<p>第六条 （略）</p> <p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給とすることを標準として人事委員会が定める基準に従い、決定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第二十条の二 第十条第一項の規定により指定する職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務</u></p>

をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第十二条第一項の規定により、任命権者が代休日を指定し当該代休日に勤務をしなかつた場合には、管理職員特別勤務手当は、支給しない。

2 前項本文に規定する場合のほか、第十条第一項の規定により指定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）とする。

一 第一項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第一イに掲げる行政職給料表

した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第十二条第一項の規定により、任命権者が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかつた場合には、管理職員特別勤務手当は、支給しない。

2 前項本文に規定する場合のほか、第十条第一項の規定により指定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）

(二)の適用について、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者の属していた職務の級（以下「旧級」という。）が付則別表第一の旧級欄に掲げる職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

3 施行日の前日において職員の給与に関する条例別表第一アに掲げる行政職給料表

（一）、同表イに掲げる行政職給料表

（二）、別表第二イに掲げる医療職給料表

（二）及び同表ウに掲げる医療職給料表

（三）の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が付則別表第二に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（施行日前の異動者の号給の調整）

4 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（復職等の日における号給調整の特例）

5 施行日の前日から引き続き休職中等（初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和

五十三年特別区人事委員会規則第十八号)
第三十三条の規定による休職中、結核休養中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中、育児休業中、外国派遣中、公益的法人等派遣中又は停職中をいう。以下同じ。)
の者のうち、次に掲げる職員の施行日後の復職した日、職務に復帰した日、休養の終了した日の翌日又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）における号給は、施行日に復職等をしていただければ決定されていた号給に調整する。

一 休職中等の期間の初日から施行日の前日までの間に初任給、昇格及び昇給等に関する規則第二条第四号に規定する昇給日がある職員

二 復職等の日に昇格する職員（施行日の前日において付則第九項の規定による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年三月文京区条例第六号）付則第五項から第七項までに規定する差額に相当する額を加算した額を受ける職員に限る。）

（施行日と同日に昇格等をする場合の号給決定）

6 施行日と同日に昇格、降格、昇給、降給又は転職等をする場合の号給決定は、付則第三項の規定による切替えを行った後の号給を基礎として行うものとする。

（他の特別区及び特別区の一部事務組合から採用される職員に対する規定の準用）

7 施行日の前日に人事交流により他の特別区及び特別区の一部事務組合を退職し、施行日から採用される職員の初任給決定については、付則第二項から前項までの規定を準用する。

（委任）

<p>8 <u>付則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</u></p> <p><u>(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)</u></p> <p>9 <u>職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年三月文京区条例第六号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p>(略)</p> <p>付則別表 (省略)</p> <p>別表第一 (略)</p> <p>別表第二 (略)</p>	
--	--

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

<p>職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (令和八年文京区条例第 号) 付則第九項の規定による改正案</p> <p>付 則 <u>(削除)</u></p> <p>5 削除</p> <p>6 削除</p>	<p>職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成三十年三月文京区条例第六号)</p> <p>付 則 <u>(給料の切替えに伴う経過措置)</u></p> <p>5 <u>施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員（以下「同一給料表適用特定職員」という。）のうち、施行日以後にその者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）の給料月額は、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。</u></p> <p>6 <u>施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員（同一給料表適用特定職員を除く。）であつて、前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる特定職員</u></p>
---	---

7 削除

(給料の切替えに伴う経過措置)

8 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員(以下この項において「同一給料表適用特定職員」という。)

(行政職給料表(二)の適用を受ける地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「令和三年地方公務員法改正法」という。))附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用常時勤務職員」という。))及び令和三年地方公務員法改正法附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))に限る。)のうち、施行日以後にその者の属する職務の級に応じた給料月額が同表二級の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額に達しないこととなるものであって、区長が定めるものについて、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和八年 月文京区条例第 号)付則第九項

給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に同項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

7 施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員であって、任用の事情等を考慮して前二項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に前二項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

(新設)

8 同一給料表適用特定職員(行政職給料表(二)の適用を受ける地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「令和三年地方公務員法改正法」という。))附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用常時勤務職員」という。))及び令和三年地方公務員法改正法附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))に限る。))のうち、施行日以後にその者の属する職務の級に応じた給料月額が同表二級の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額に達しないこととなるものであって、区長が定めるものについて、付則第五項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じ

の規定による改正前のこの条例付則第五項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額(暫定再任用短時間勤務職員にあっては、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十年三月文京区条例第四号)第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。))(改正後の条例付則第六項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額)とする。

た給料月額にその差額に相当する額を加算した額(暫定再任用短時間勤務職員にあっては、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十年三月文京区条例第四号)第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。))(改正後の条例付則第六項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額)とする。

3 施行期日

令和8年4月1日